

「農業同盟」「祖国」「ロシア・コミュニスト」会派合同草案

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）

1992年4月1日

1992年3月16日に最高会議幹部会に提出された代替案？

草案起草グループは、734-738頁に掲載（65人の代議員、39人の学者・専門家）

KK 資料集第5巻 694-734頁

Обозреватель 1巻 49-73頁

（前文）

ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民の意思と利益を表現し、社会的公正、法治国家の社会の建設、民主主義と自治、すべての市民の福祉を保証するための効率的な経済の発展をめざし、この憲法、ロシア共和国基本法を制定する。

憲法は、以下の原則に基づく国家体制および社会体制を定める（認証する）。

－ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、主権的な民主的法治国家である

－人は、社会の最高の価値である；個人の社会的保護；市民に対する労働、その労働の結果の自由な処分、住宅、無償の教育および医療、最低生活、人身の安全の権利の保証；

－人民統治；人民の意思が国家権力の唯一の源泉であり、人民代議員ソビエトが権力および自治の基礎であることの承認；立法権、執行権および裁判権の分立および相互作用

－政治的およびイデオロギー的な多様性に基づく政治生活の組織、社会体制および国家体制の暴力的な転覆を目的とするイデオロギーの普及、民族的および宗教的憎悪の扇動、社会の道徳規範の破壊の禁止

－経済活動の自由、人の人による搾取を除く、すべての形態の所有および経営の平等の法的保護；所有形態および経営の方法についての労働集団の優先的な選択権；コルホーズ、ソフホーズ、農民的経営および個人経営にとっての経営上の平等な経済的条件；土地区画を使用している者の土地区画の永代相続の保有

－民族的和解；ロシア共和国のすべての民族の同権；民族自決の自由；その民族的帰属の如何にかかわらないロシア共和国市民の同権

－連邦構造；この憲法および連邦条約に基づくロシア共和国とそれを構成する共和国、自治的形成のあいだの権限の区分；地方自治の権利の保証

－適法性および社会的な法秩序

ロシア共和国は、すべての諸国民および国家との平和および同意による生活の希求、ソ連邦の枠内での過去数十年にわたる友好と善隣的協力への信奉を表明する。

臨時的规定。ロシア共和国の運命についての憲法的な解決までのあいだ、1991年12月に宣言された廃止についてロシア共和国も参加するソ連邦は *de jure* に存在し、ロシア連邦が参加する独立国家共同体は *de-facto* に存在するものとみなす。

ロシア共和国の最高国家機関は、1991年3月17日のレフェレンダムの結果にしたがつてソ連邦の復活、またはソ連邦の合法的な継承者の形成を全面的に促進しなければならない。

第1編 ロシア共和国の社会体制の原則

第1章 ロシア共和国の政治システム

第1条 ロシア共和国－全人民の国家

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国（以下、ロシア共和国）は、共通の歴史的運命によって結ばれたすべての民族および少数民族 *народность* の利益を表現する多民族ロシアの勤労者が創設する主権的な民主主義国家である。

第2条 人民の主権

ロシア共和国の人民は、国家権力の唯一の源泉である。人民は、直接に、そして代表機関、執行機関および裁判機関のシステム、ならびに地方自治のシステムを通して、自らに属する権力を行使する

第3条 直接の人民統治

- ① 社会的および国家的生活のもっとも重要な問題は、人民の討議に付し、国民投票（レフェレンダム）に付される。レフェレンダムによって採択される決定は、人民の直接的意思の表現であり、最高の法的効力を有し、国家のすべての機関および公務員によって無条件に執行されなければならない。レフェレンダムで採択された決定は、別のレフェレンダムによってのみ、これを廃止し、または変更することができる。
- ② ロシア共和国の社会体制の憲法原則、ならびにロシア共和国市民の憲法上の権利、自由および義務の変更に関する問題は、もっぱら全ロシア的なレフェレンダムにおいてのみこれを解決するものとする。
- ③ 直接的な人民統治は、法律の定める他の形態でもこれを行うことができる。

第4条 ソビエト－人民統治の代表機関

人民代議員ソビエトは、人民代表機関のシステムを形成し、ロシア共和国の基礎的な国家組織である。ソビエトは、人民の利益を表現し、人民に対して報告義務を負う。

第5条 個人と国家

ロシア共和国は、人権を尊重し、人の自由な発展のための条件を整備し、社会と集団における人の地位の基礎としての労働を奨励し、社会的公正と人格の保護を保証する。

第6条 社会と国家

- ① 国家、その機関および公務員は、そのいずれかの一部ではなく、すべての社会に奉仕し、和解と市民的合意に基づきロシア共和国のすべての階級および社会階層、すべての民族および少数民族 *народность* の団結を促進する。
- ② 国家は、政治制度および見解の民主的な多様性のもとでの活動を行うものとし、人種、民族および宗教による憎悪の扇動は、これを禁止する。
- ③ 国家の権威を支持し、その属性およびシンボルに対して尊敬の念をもって当たることは、すべての市民、社会団体、労働集団およびマスメディアの義務である。

第7条 ロシア共和国－法治国家

- ① ロシア共和国においては、すべての規範的アクトに対する憲法の最高性および法律の優位が保障される。

- ② 立法権、執行権および裁判権は分立し、ロシア共和国の憲法および法律に基づいて相互に作用する。
- ③ 国家機関および公務員は、ロシア共和国の憲法および法律の定める形態と手続により活動する。
- ④ 法律は、人民の意思および利益を表現しなければならず、経済的根拠を有し、社会的に公正であり、定められた手続によって制定されなければならない。
- ⑤ 法律は、既遂の違法行為に対する市民の責任を廃止または軽減する場合のほかは、遡及効を有しない。

第 8 条 社会団体、政党および大衆運動

- ① 社会団体、政党および大衆運動は、社会の政治生活、国家の政策の策定、国家的および社会的事項の管理に参加する。その綱領および規約に定める機能を遂行する際、これらの組織は、ロシア共和国の憲法および法律の枠内で活動しなければならない。
- ② 所定の手続で登録された社会団体、政党および大衆運動組織は、法人の権利を享受する。これらは、その規約上の諸課題、その成員の社会的保護および慈善事業の遂行に必要な、建物、施設、住宅フォンド、文化・教育施設、保養施設およびその他の財産に対する所有権を保証される。
- ③ ロシア共和国の国家体制および社会体制の暴力的な転覆を意図する、武装または秘密組織の性格を有し、またはテロ行為およびその他の刑事犯罪を目的とする政党、社会団体および運動は、その存在を認めない。政党活動に対する外国からの監督および資金援助は、これを認めない。
- ④ 政党および社会団体の組織および活動は、自発的加入および自主管理に基づいてこれを行う。国家、他の政党および団体からのその内部事項への干渉は、これを認めない。
- ⑤ 政党およびその他の社会団体の活動の停止は、その自主的解散または裁判所の判決に基づく場合にのみ、これを行うことができる。

第 9 条 労働集団

- ① 労働集団は、直接に、またはその組織する自主管理機関を通して、国家的および社会的事項の審議および決定、人民代議員ソビエトへの候補者の推薦、選挙運動の実施、ソビエトならびにその執行機関および公務員の活動に対する社会的監督の実施に参加する。
- ② 労働集団は、地域の社会・経済的発展、地方自治、社会秩序の維持、市民の権利および法的利益の保証の問題の解決において、地方ソビエトおよびその執行機関と相互に協力する。
- ③ 労働集団は、法律に基づいて、企業、施設ならびに政党およびその他の社会団体の組織における活動の形態および条件を定める。

第 10 条 マスメディア

- ① 国家、社会団体、政党、大衆運動、労働集団および市民は、マスメディアを設立することができる。マスメディアの設立手続、その権利、義務および責任は、法律でこれを定める。
- ② マスメディアは、検閲から自由である。国家機関、社会団体、政党、グループまたは個人によるマスメディアの独占は、これを認めない。

③ 政党、社会団体、大衆運動は、国立のマスメディアにおいて、自己の立場および見解を表明する権利を保証される。

第2章 ロシア共和国の経済システム

第11条 経済システムの原則

① ロシア共和国における経済生活は、多様な所有形態、それらの平等の経済競争のうえにこれを構築する。ロシア共和国の経済システムの基礎をなすのは、勤労者の経済的権力および自由、完全雇用、高度な生産効率、労働の量、質および結果による社会的生産の公正は分配、企業管理への参加、国家の経済政策の策定に参加する機会、社会と各人のためのすべての形態の財産の合理的利用に対する監督を保障する生産手段の社会的所有である。

② 生産の目的は、勤労者の福祉の保障および社会的需要の充足である。任意の所有形態に基づく企業に雇用される労働者は、法律によって、雇用、解雇、給与、労働保護、労働の権利の保護の公正な条件および労働組合を通してのその利益の代表を保証される。

第12条 所有形態

① 社会的所有は、人民所有および集団所有の形態をとる。

② ロシア共和国における支配的な所有形態は、全ロシア的所有、ロシア共和国を構成する共和国人民、自治的形成の人民、地方、州、地区、市、市内の地区、村（町）ソビエトの住民の所有からなる人民所有である。

③ 人民所有は、市民の社会・経済的权利および自由の基礎的な物質的保証である。

④ 所有権者の権限は、人民の名において、その利益のために、連邦、ロシア共和国を構成する共和国、自治的形成、地方、州の国家機関、地方自治機関がこれを行使する。人民所有の運命を決める問題は、レフェレンダムによって解決する。

⑤ ロシア共和国においては、集団所有、社会団体および組織の所有を含む多様な種類の集団的所有の発展を支援する。

⑥ ロシア共和国市民に属する財産は、その需要の充足のために（市民の個人的所有）、および経済活動の実施のために（私的勤労的所有）、市民がこれを使用する。

第13条 土地およびその他の自然資源に対する所有

① 自然状態にある土地、地下資源、水資源、動植物界は、排他的に人民的所有とする。土地の処分権は、人民の全権代表である人民代議員ソビエトに属する。土地の私的所有、その売買は、これを認めない。農業目的の土地は、その最も効率的な利用を保障するために、法律によってこれを割り当てる。

② 土地区画は、法令にしたがって市民の永代相続の保有を含む、法人および市民の保有および使用にこれを提供する。

③ 都市住民および園芸－菜園（ダーチャ）用の地区画、ならびにコルホーズ員およびソフホーズ労働者、村の居住者の自留地は、法令の定める規模で、ロシア共和国市民の相続による譲渡権のある個人所有にこれを提供する。

第14条 人民所有

① 人民所有にある企業および組織における所有（権）者の権限は、労働集団の全権的經濟的保有形態において優先的にこれを実現する。その際、人民所有は、無償で、基本的な

生産加工品（プロフィル）、人民所有の保全および増大に関する労働集団の義務、市場経済のもとでの効率的生産を保障する労働集団の権利を定める契約により、国家がこれを労働集団に譲渡する。労働集団は、企業の長を選挙し、その活動および発展方向を自主的に立案し、納税その他の義務的支払いの後に残る収益を処分し、その活動の結果に対する物的責任を負う。

② 法律の定める場合、社会にとって死活的に重要な意義を持つ生産の基本（根幹）領域においては、企業は、国家が直接にこれを管理し、その長は、国家機関が労働集団の意見を考慮してこれを任命する。人民財産は、その経済管理を管理部に移管する。企業活動の計画策定は、国家的課題および必要な資源を保障する契約に基づいてこれを行う。

第15条 集団的所有

① 集団的（コルホーズ、協同組合およびその他の）所有は、設立し取得した生産手段およびその生産物に対する労働集団の全般的所有である。

② 集団企業は、集団成員の力による定款上の生産・経済活動を行い、加工品（プロフィル）の選択および経済活動の管理において、独立である。

第16条 社会団体（組織）の所有

① 社会団体（組織）の所有となるのは、その定款上の活動に必要な財産である。

② 社会団体は、企業活動を行い、その活動のために、定款上の任務の遂行、その成員の社会的保護および慈善目的に必要な企業およびその他の財産を設立し、取得することができる。

第17条 私的労働所有

① 市民およびその家族の所有となるのは、個人経営および集団経営、農民（農場主）経営、家族企業の形態での経済活動の実施のための生産手段である。

② 社会的利益のために、法律は、一定の種類の個人的および家族による企業活動を禁止し、または制限することがあり、雇用労働の適用および私的所有の一人の手への集中の範囲（限度）を定める。

第18条 市民の個人的消費財産

市民の個人的所有は、主として労働による収入を源泉とする個人的（家族の）需要の対象に対する所有である。個人的所有は、その規模および質において制限されず、他の市民の権利を害しないかぎり、妨害されることなくこれを使用することができる。

第19条 外国の組織および市民の財産

① その参加をともなう企業の所有（編集上のミスか？）

② 外国の組織および市民の所有、彼らの参加するソビエト企業の所有は、特別立法によってこれを認め、規制する。

③ その際、ロシア共和国の経済的および生態上の安全は、これを保障される。

第20条 所有の転換の形態

① 人民所有において設立された企業の集団企業への改組は、その移行が財産使用のより高い効率を保障し、社会の利益に反しない場合に、その企業の労働集団の同意を条件に権限を有する権力機関の決定によってこれを行う。

② そのような改組は、人民所有の買戻し、または遺失した財産に対する補償を担保する

法律の定めるその他の規範に基づいてこれを行う。

- ③ 新しい所有（権）者には、社会の利益を考慮して企業を発展させる義務が課せられる。
- ④ 人民所有または集団所有の基本フォンドの私的労働所有への移行は、それに対する労働集団の同意があることを条件に、これを認める。
- ⑤ 社会的利益のために、私的労働所有を集団所有または人民所有に、集団所有を人民所有に改組することができる。この改組は、国家機関と所有（権）者のあいだの買戻しについての契約に基づいてこれを行う。
- ⑥ 所有の優先権および変更条件をめぐる紛争は、仲裁裁判所がこれを解決する。

第 2 1 条 国家と経済

ロシア共和国は、生産のダイナミックな発展、労働生産性の向上および社会と各人の福祉の向上をめざす条件を整備し、労働集団および市民の経済的イニシアティヴを奨励する。これらの目的のために、ロシア共和国は、

- ・経済的活動を規制し、市場経済の発展、独占の禁止、勤労者の利益の擁護を保障する規範的アクトを制定し、
- ・経済の計画的規制、国家発注、全ロシア的な科学・技術および社会プログラムの策定および実現を行い、統一的な投資政策を実施し、
- ・人民企業を設立し、国有財産を勤労集団の全権的経済的保有に移管し、法律の定める必要がある場合に、これを直接に管理し、
- ・国民経済の状態および展望、市場の景気に関する情報を経済生活の参加者に保障し、
- ・統一的な財政、租税および価格政策を実施し、
- ・市場関係を機能させるに必要な機関および制度を組織し、
- ・対外経済関係、連邦内および地域間関係の調整、ならびに経済諸主体間の水平的関係の調整を行い、
- ・連邦の総合的な経済発展を保障し、地域における経済発展を援助し、
- ・ソ連邦内において機能する共通の国民経済複合体の統一の維持と発展を促進する。

第 3 章 社会政策の原則

第 2 2 条 社会政策の目的

ロシア共和国の社会政策の目的は、社会的公正および社会と各人の福祉の保障である。

第 2 3 条 住民の収入の規制

① 国家は、人民のために生産活動の方向づけを行う。国家は、住民の収入の規制政策を実施し、その増大を刺激し、収入および相続に対する経済的に根拠のある税を課し、最低生活保障を定め、これを保障する。

② 個人の賃金の最大限度は、制限されず、個人的な労働の寄与のみがこれを規定する。

第 2 4 条 社会領域における出発点における平等の条件

ロシア共和国のすべての市民には、その社会的および財産上の地位の如何にかかわらず、自由な労働、教育、職業教育（訓練）、社会的保障、社会保険および労働能力喪失の場合の保護のための平等の機会（最初の条件）が保障される。

第 2 5 条 住民の社会的保護

- ① ロシア共和国においては、障がい者および高齢者のための年金額が定められ、尊厳ある生活が保障される条件が整備される。勤労者の社会的保護を目的とする保険、慈善事業およびその他のフォンドの創設についての労働集団、社会団体および市民のイニシャティヴが奨励される。
- ② 労働能力に制約のある市民には、能力相応の労働および追加的収入の受給のための条件が整備される。

第 2 6 条 環境の保護

人々の健康の保護およびその生活の正常な条件を保障するために、国家は、土地、地下資源、水資源、大気のエコロジー状態の改善、動植物界の保全に関する必要な諸措置を講ずる。

第 2 7 条 家族、母性および子どもの国家的援助

- ① ロシア共和国は、人道的な人口政策、母性および子どもの保護を行い、社会の基礎細胞としての家族に必要な援助を行う。
- ② 国家は、女性の労働および健康の保護に関する諸措置を講じ、女性が労働と母性を結びつけることが可能となるよう条件を整備し、妊娠した女性および母親への有給休暇およびその他の特典の供与を含む母性と子どもへの物的および精神的援助を行う。
- ③ 国家は、子どもの施設の広範なネットワークの設立および発展、出産手当の支給、多子家族への手当および特典の供与、ならびに家族へのその他の手当および支援によって、家族に対する配慮を行う。

第 2 8 条 若者政策

- ① ロシア共和国は、その才能、能力、教育水準にしたがい、社会的需要を考慮して、若者が普通教育および職業教育の就学、職場の確保できる条件を保障する政策を実施する。
- ② 国家は、若い家族の支援プログラムを策定し、これを実施し、彼らが特典を与えられた条件で住宅が取得できるよう援助する。
- ③ 国家機関は、政治生活の問題の解決において青年団体と協力し、社会・経済的、エコロジー的およびその他のプログラムの策定に際して、その意見を考慮する。

第 2 9 条 保健および社会保障の改善

ロシア共和国においては、国家の保健および社会保障のシステムは、これを保持し、改善する。国家は、この目的のために必要な財政的および物的な資源を投げる。

第 3 0 条 文化の発展

- ① ロシア共和国は、国民教育、科学（学術）、芸術、文学、国民的創造の発展について配慮する。国家は、その発展のための条件を整備し、学術および教育機関に必要な物的および財政的支援を行う。
- ② 社会の道徳規範を害する行為（作品）および活動の普及は、これを認めない。

第 3 1 条 国家と宗教団体

- ① 宗教団体は、国家から分離され、国家機関から独立して活動し、自らの事項を自主的に管理する。
- ② 国家は、宗教団体の社会的に有用な活動を支援する。
- ③ 宗教および宗教活動を政治目的に利用することは許されず、何人も、国家の教育シス

テムの利益に反して宗教を利用することができない。

- ④ 所定の手続で登録した宗教団体は、法人格を取得し、それに属する施設、その他の財産およびフォンドを保有し、使用し、処分する。

第4章 国際関係における政治の原則

第32条 諸民族の同権

ロシア共和国に居住するすべての民族は、その数にかかわらず、同権である。各民族は、契約（条約）原則による自己の民族・国家体制の選択、自由な経済的、社会的および文化的発展を含む、その自決権を有する。

第33条 言語の自由な使用

- ① ロシア共和国では、国家的および社会的生活のすべての領域で、その地域に居住する民族の言語を自由に使用することが保障される。
- ② ロシア共和国の国家共通の言語（公用語）は、ロシア語である。

第34条 民族文化の自由な発展

ロシア共和国においては、そこに居住するすべての民族の民族文化の自由な発展および相互発展が保障され、各民族の伝統および慣習を維持し発展させるための条件が整備され、法令に違反しない民族・文化センター、団体およびその他の社会的組織の活動が奨励される。

第35条 民族的少数者の発展の保証

ロシア共和国ならびにその構成共和国および自治的形成は、民族的少数者（マイノリティ）に対しその全面的な発展の機会および手段を保障する。

第5章 対外政策、安全保障および防衛力

第36条 対外政策の原則

ロシア共和国は、この憲法、ならびに一般に庄人された国際法の原則および規範にしたがって、対外政治および対外経済活動を行う。

第37条 ロシア共和国の安全保障および防衛力の保障

- ① ロシア共和国は、国民的利益、国家主権および領土保全の擁護のために、その際に合理的十分性の原則にしたがい、防衛および安全保障領域での政策を独立して実施する。
- ② ロシア共和国は、市民的および地域的防衛にしたがい、防衛の経済的保障、企業および団体の動員的課題（資金の拠出か？）の遂行、若者の兵役訓練、召集、軍部隊、軍勤務員およびその家族の社会・生活保障に関する措置を講ずる。
- ③ ロシア共和国の安全保障および防衛力の領域における国家機関、社会団体、公務員および市民の権利および義務は、法令によってこれを定める。

第2編 市民の権利、自由および義務

第6章 市民の法的地位の原則

第38条 市民の権利、自由および義務の保証

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、各市民に対して、自然的で奪われることのない権利を認める。

- ② ロシア共和国は、この権利を保証し、保護し、市民によるその義務の履行を保障する。
- ③ ロシア共和国市民の権利、自由および義務は、ロシア共和国の憲法および法律によつてこれを定め、いかなる他のアクトおよび行為によつてもこれを取り消され、制限され、または恣意的に拡大されることはない。

第 3 9 条 人権領域における政治の原則

ロシア共和国市民の権利、自由および義務は、条約および国際協定によるロシア共和国の義務にしたがつて定められ、実現される。

第 4 0 条 市民と国家の関係

- ① 市民と国家は、相互の権利および相互の義務によって結ばれている。
- ② 国家機関および公務員は、市民の権利および自由を保障し、これを擁護し、社会的権利擁護活動を奨励する。
- ③ ロシア共和国憲法において認証されるすべての権利および自由は、裁判によってこれを保護する。
- ④ 国家の利益への配慮、ロシア共和国の憲法および法律の無条件の遵守は、各ロシア共和国市民の責務である。

第 4 1 条 市民の権利と義務の統一

市民の権利はその義務と不可分である。各人は、自己の権利および義務にしたがつて自由に行動する。各人は、その際に、他の市民の権利および法的利益を侵害し、国家の安全保障、法秩序および社会の道徳規範に害をもたらすことはできない。

第 4 2 条 市民の同権

- ① ロシア共和国のすべての市民は、法律および裁判のもとに平等であり、民族、社会的出自、言語、宗教に対する態度、居住地、職業、財産状態、政治的およびその他の信条、政党帰属およびその他の事情の如何にかかわらず、平等の防御権を有する。
- ② 市民の同権は、すべての国家的および社会的生活の領域でこれを保障する。ロシア共和国においては、特定の個人、階層および住民グループの特別扱い、ならびにいかなる動機によるものであれ差別は、これを排除する。
- ③ 特典および優先権（の付与）は、社会的援助を必要とし、または他の正当な理由がある場合の、市民のグループのために、法律によってのみこれを定めることができる。

第 4 3 条 女性と男性の同権

女性と男性はすべての生活領域において平等の権利を有する。国家は、女性と男性の同一価値労働に対する同一賃金の原則を保障する。

第 4 4 条 市民の人種的および民族的平等

- ① ロシア共和国市民は、人種および民族の帰属の如何にかかわらず、平等の権利を保証される。
- ② 人種および民族の差異による権利の直接的もしくは間接的な制限、または特權もしくは優先権の付与は、法律によってこれを罰する。

第 4 5 条 ロシア共和国の国籍

- ① ロシア共和国においては、単一の国籍が設定される。
- ② ロシア共和国を構成する共和国の領域に居住するロシア共和国市民は、同時にその共

和国の市民であり、この市民には、ロシア共和国の憲法および法律の認証するすべての権利、自由および義務が適用される。

③ ロシア共和国市民には、ロシア共和国としかるべき条約を有する他の国家の国籍を同時に有することが認められることがある。

第46条 ロシア共和国国籍の取得および消滅

① ロシア共和国の国籍の取得および停止の事由および手続は、法律によってこれを定める。

② ロシア共和国市民は、恣意的に国籍を剥奪されることはない。国籍の剥奪は、例外的場合に国外にいる者に対してのみ法律に基づいてこれを行うことができる。

③ ロシア共和国市民は、ロシア共和国の国外に追放されることはない。

第47条 ロシア共和国および国外における市民の権利の保護

① ロシア共和国は、ロシア共和国の憲法および法律にしたがい、ロシア共和国における市民の権利を擁護する。

② ロシア共和国の国外におけるロシア共和国市民の居住は、その国籍を停止しない。ロシア共和国市民は、国外においてロシア共和国の保護および庇護を受ける。

第48条 外国市民および無国籍者

① ロシア共和国の領域にいる外国市民および無国籍者は、国際法の規範にしたがい、ロシア共和国憲法の認証する権利および自由を保障される。

② 外国市民および無国籍者は、ロシア共和国の憲法および法律を尊重し、遵守しなければならない。これらの者は、ロシア共和国において、法律の定める手続および条件において避難を認められる。

第7章 市民の社会・経済的権利および義務

第49条 労働の権利

① ロシア共和国市民は、企業、施設および団体（組織）における労働に関する労働契約、その希望、能力および専門教育に応じた職業および職種の選択の自由を含む労働の権利、安全および衛生の要件を満たす労働条件、失業からの社会的保護の権利を有する。

② 労働に対する労働者の報酬は、労働の量と質、社会的重要性に応じて定められ、公的に定められた最低生活水準を下回ることはできない。国家は、同一労働同一賃金の原則の承認を促す。

③ 国家は、住民の就業の保障に関する措置を講じ、生産およびサービスの領域の拡大によって新しい職場を創出し、社会的需要を考慮した労働者の職業・技術教育および再教育のプログラムを実施する。

④ 法律の定める場合を除き、強制労働はこれを禁止する。

第50条 財産権および相続権

ロシア共和国市民は、所有権および市民の財産の不可侵の権利を有し、その相続権は法令によりこれを保証される。多額の相続には、法律にしたがって累進課税が課せられる。

第51条 労働活動の選択の権利

① ロシア共和国市民は、個人的および集団的労働活動の権利、家族、集団、株式および

その他の形態の企業を設立する権利を有する。

② 政治的、民族的、宗教的およびその他の動機による職業的労働活動の組織は、違法である。

第 5 2 条 休息の権利

市民の休息の権利は、労働者および勤務員の、週 40 時間を超えない労働時間、24 日以上の連續した有給の年次休暇、週休および祝日、一連の職業および専門のための短縮労働日の制定、ならびにその他のロシア連邦の法令の定める保証によってこれを保障する。

第 5 3 条 健康保護の権利

ロシア共和国市民は、健康保護、無償の国立医療機関の利用の権利を有し、協同組合およびその他の保健施設による有料の医療サービスを受けることができる。国家は、医療サービスの質の向上を図る措置を講ずる。

第 5 4 条 教育を受ける権利

① ロシア共和国市民は、国立の学校、中等および高等教育施設において、無償の普通および専門教育を受ける権利を有する。

② 国家は、法的根拠に基づいて社会団体が設立する学校および教育施設の活動を認め、これを奨励する。

③ 精神的および肉体的に障がいのある者は、国家によって特別の学校 *школа и училище* を通して無償の教育および職業教育を保障される。

第 5 5 条 住宅に対する権利

① ロシア共和国市民は、国家的および社会的な住宅フォンドの住宅における住居を恒常的に使用する権利、法律の定める条件で住居の所有権を取得する権利を有する。

② 国家は、所得の低い家族および個人に対して、安定した低額の家賃で国家的フォンドの住居を提供する。

③ 何人も、恣意的に住居を奪われることはない。

第 5 6 条 社会保障の権利

ロシア共和国市民は、老齢、障がい、疾病、出産および失業に際して社会的保障を受ける権利を有する。年金、手当およびその他の社会的援助は、最低生活水準を下回らない生活レベルを市民に保障しなければならない。

第 5 7 条 エコロジー上の権利および義務

① ロシア共和国市民は、安全な環境に対する権利を有する。国家は、その権利の実現のための条件を保障する。

② 自然利用の領域において、違法な行為によって市民に対しその健康または財産に与えられた損害は、これを補償しなければならない。

③ ロシア共和国市民は、環境を大切にしなければならない。

第 5 8 条 文化的成果を享受する権利

ロシア共和国市民は、文化の成果を享受し、文化生活に参加する権利を有する。

第 5 9 条 歴史的および文化的価値の保護義務

歴史的記念物およびその他の文化的価値を有する施設の保護についての配慮は、ロシア共和国市民の義務である。

第60条 創造の自由

① ロシア共和国市民は、芸術、学術および技術の創造の自由を保証される。法律は、学術および芸術上の作品、学術上の発見および技術的発明の著作者の財産的およびその他の権利を保護する。

② 著作権は、社会の利益を損なう目的でこれを使用することはできない。

第61条

ロシア共和国市民は、法律の定める手続および額により国税を収めなければならない。

第8章 市民の個人的权利、自由および義務

第62条 生命に対する権利

① ロシア共和国は、各人の生命のに対する権利を認め、そのすべての持てる手段によってこれを擁護する。

② 何人も、生命を奪われることはない。死刑は、特別に重大な犯罪に対する例外的な刑罰措置として裁判所の判決がある場合にのみ、これを適用する。

③ 市民は、生命、健康、人身の安全に対するあらゆる妨害からの保護を保証される。何人も、その同意なく、医療上および学術上の実験にさらされることはない。

第63条 人身の不可侵

個人（人格）は不可侵である。何人も、裁判所の決定の基づく場合、または検事の裁定がある場合のほかは、逮捕され、または勾留されることはない。

第64条 防御権

① 犯罪の遂行において、逮捕または勾留され、容疑をかけられまたは起訴された市民は、防御権を保障される。

② 裁判に参加する被害者およびその他の市民は、その権利および法的利益の遵守を保障される。

第65条 無罪の推定

被疑者・被告人は、その罪が、法律の定める手続により、裁判所の判決の施行が確定されないかぎり、無罪と推定される。

第66条 市民の名誉および尊厳の保護

① 市民の名誉および尊厳は、法律がこれを保護する。個人的生活（プライバシー）の領域におけるあらゆる恣意的な干渉は、違法である。

② 市民の個人生活（プライバシー）に関する情報を収集および保管する国家機関は、その使用目的に厳格にしたがい、かつ法律に特段の定めがない場合に、市民の許可または同意を得て、この情報を利用し、広めることができる。

③ 自由剥奪刑に処せられた者は、人道的待遇を受ける権利を有する。何人も、実験によって非人間的またはその尊厳を傷つける犯罪に晒されることはない。

第67条 良心の自由

① ロシア共和国市民は、良心の自由、任意の宗教を信じ、またはいかなる宗教も信じない権利、宗教上の儀式を行い、法律に違反しない他の任意の宗教または無神論の活動を行う権利を保証される。

② 何人も、国家に対して、その義務を免れ、または宗教的信条を動機として法律の執行を拒否することはできない。

第 6 8 条 新書、電話、電信の秘密

① ロシア共和国市民は、信書、電話、電信の秘密を保障される。

② この規則の例外は、法律が定める場合にその手続によってのみこれを認める。

第 6 9 条 住居の不可侵

ロシア共和国市民は、住居の不可侵を保証される。そこに住む者の意思に反して住居に立ち入り、または法律の定める場合にその手続によることなく捜索または検証を行いことは、これを禁ずる。

第 7 0 条 家族、母性および子どもの保護

① 家族、母性および子どもは、国家の保護のもとにある。結婚は、男性および女性の自発的な合意に基づき、夫婦は、家族関係において同権である。

② 結婚および離婚の手続および条件、夫婦および子どもの権利および義務は、法律によってこれを定める。

第 7 1 条 移転の自由

① ロシア共和国の国内において、市民は、移住、滞在および居住地の選択の自由、ならびにロシア共和国から自由に出国し、およびロシア共和国に自由に入国する権利を保障される。

② これらの権利は、法律の定める事由がある場合に例外的にこれを制限することができる。

第 7 2 条 国家機関および社会的組織、公務員の行為に対する提訴権

① 市民は、国家機関および社会的機関ならびにそれらの公務員の違法な、または市民の権利を害する行為を裁判所に不服申し立てを行う権利を有する。

② 市民は、国家、国家機関および社会的機関、ならびにそれらの公務員が、その職務上の義務の履行において行った違法な行為に起因する損害に対して、精神的および物的な補償を受ける権利を有する。

第 7 3 条 他人の権利および利益を尊重する市民の義務

ロシア共和国市民は、お互いの権利および義務を尊重しなければならない。他人の名誉および尊厳を尊重することは各市民の責務である。

第 9 章 市民お政治的権利、自由および義務

第 7 4 条 自治、国家的および社会的事項の管理への参加に対する市民の権利

① ロシア共和国市民は、直接にまたはその代表を通じて、自治（自主管理）権、国家的および社会的事項の管理への参加の権利を有する。市民は、法律の審議、およびレフェンダムによる全国家的または地方的意義を有する問題の解決に参加する。

② ロシア共和国市民は、個人的および集団的な法的利益の実現、共同管轄事項、ならびにロシア共和国の憲法および法律の枠内での自己の権利の共同の擁護に際して、発議権および自主的活動を行う権利を保障される。

第 7 5 条 情報に対する権利

① ロシア共和国の各市民は、すべての領域の国家的、社会的および国際政治における事項の状況、ならびに市民の権利、法的利益および義務に関する十分な情報を受け取る権利を有する。

② 情報についての市民の権利の妨害に対する責任は、法律でこれを定める。市民は、その利益および名誉に害を与える公表情報への反論を要求する権利を保障される。

③ 国家的またはその他の法律によって保護されている秘密を含む情報の流布は、これを認めない。

第 7 6 条 出版およびマスメディアの自由

① ロシア共和国市民は、出版の自由、法律の定める手続により国有ラジオおよびテレビ放送を利用する権利を保証される。国家は、市民のマスメディアへのアクセスを保障する。

② マスメディアは、法律のしたがい、その活動に対する責任を負う。

第 7 7 条 言論の自由

① ロシア共和国市民は、言論、意見表明、信条の自由、マスメディアを通じてのその妨害されることのない表明および普及を保障される。

② 何人も、自己の信条のゆえに追及されることはない。

③ 現存の社会体制および国家体制の暴力的転覆、または憲法に違反する方法によるその変更、テロ行為、人種的、民族的および宗教上の憎悪の扇動を公然と呼びかかけることは、これを禁止する。

第 7 8 条 集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由

① ロシア共和国市民は、集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由を保障される。

② これらの自由の行使の手続は、法律によってこれを定める。

第 7 9 条 国家機関および社会的組織への請願権

① ロシア共和国市民は、国家機関および社会組織に訴える権利を有する。

② 公務員には、これらの訴えを検討し、それらに回答し、必要な措置を講ずる義務が課せられる。

③ ロシア共和国市民は、国家機関および社会的機関に対し、その自由に選択した言語によってこの訴えを行うことができる。国家機関および社会的機関には、訴えに使用された言語で答え、または市民の利益を考慮して通訳を保障する義務がある。

第 8 0 条 社会団体を結成し、参加する権利

① ロシア共和国市民は、政党および社会団体に加わり、大衆運動に参加する権利を有する。

② 政党、社会団体および大衆運動は、法律の定める手続で市民が自由にこれを設立する。

第 8 1 条 市民の選挙権

ロシア共和国市民は、あらゆる選挙制の国家機関および社会的機関における選挙権および被選挙権を有する。

第 8 2 条 国家的職務へのアクセス権

① ロシア共和国市民は、国家的職務への従事および国家的勤務の遂行に対する平等の機会を保障される。

② 何人も、政治的動機により国家的職務に従事する権利を奪われることはない。

第83条 市民の兵役の義務 (*第85条と誤記)

- ① ロシア共和国市民は、祖国を防衛し、軍部隊の兵役に就かなければならない。
- ② 兵役に就く条件および手続は、法律によってこれを定める。オルタナティヴな市民的義務の遂行による兵役の代替は、法律の定める事由がある場合にこれを認める。
- ③ 国防、社会秩序および安全の保護に参加するロシア共和国市民、ならびにその家族は、社会的、物的およびその他の保証を保障される。

第10章 市民の集団的権利

第84条 集団的権利の保証

国家は、市民に対して、集団的形態でその権利を実現する機会を承認し、集団的権利の裁判的保護は、これを保証する。

第85条 政治的集団的権利

国家は、ロシア共和国市民に対して、請願権、すなわち、国家機関および社会的機関に集団的に訴える権利、ならびにこの憲法の改正提案を行う権利を含む立法上の人民発議の権利を保障する。

第86条 生産管理における労働集団の権利

- ① 国家は、労働集団に対して、企業、団体および施設の事項に参加し、生産的自主管理機関を設立し、企業の管理部または所有者と交渉を行い、労働協約を締結し、法律に違反しない形態での自己の経済的および社会的利益を保障し、擁護する権利を承認する。
- ② 労働集団は、自主管理機関および法律の定めるその他の形態を通して、企業、施設、団体の管理、それらの活動の計画策定、企業の資金およびフォンドの処分、長の選挙およびその活動の結果に対する監督に参加する。

第87条 労働組合活動の自由

企業、施設および団体における労働組合活動の自由、勤労者が自己の選択により任意の労働組合に加入する権利、ならびに労働組合が、国際的な労働組合と連合し、またはそれに加わる権利は、これを保証する。

第88条 ストライキの権利

- ① 国家は、労働者と任意の形態の企業管理部のあいだの集団的紛争の公正な解決を保障する。
- ② 労働集団は、他の集団的紛争の解決手段が成果を生まなかった場合に、ストライキの権利、すなわち、企業、施設または団体の活動を完全にまたは部分的に停止する権利を有する。
- ③ 人びとの生命もしくは健康に脅威を及ぼし、または社会の死活的活動を保障する業務の機能を侵害する場合には、ストライキはこれを認めない。

第89条 消費者の権利

- ① ロシア共和国の消費者の権利は、法律によってこれを保護する。国家は、消費者の権利擁護団体の活動を支持し、消費者と商品、サービス、商品広告およびその他の組織の生産者とのあいだの個人的および集団的紛争の公正な解決を保障する。

② 消費者は、個人的に、およびその団体を通して、裁判手続または行政手続により、商品およびサービス、広告およびその他の組織の生産者の行為に起因する損害の補償を求める権利を有する。

第3編 ロシア共和国の民族・国家構造

第11章 ロシア連邦の連邦関係の原則

第90条 多民族の連邦国家

- ① ロシア共和国は、多民族の連邦国家であり、民族自決権の実現の結果として創設される共和国および自治的形成、すなわち自治州（管区）によってこれを構成される。
- ② ロシア共和国とそれを構成する共和国、自治州（管区）のあいだの相互関係は、連邦条約およびこの憲法によってこれを規制する。

第91条 ロシア共和国の単一の領域

ロシア共和国の領域は単一である。それは、共和国、自治州（管区）、地方および州の領域からなる。

第92条 ロシア共和国の管轄事項

ロシア共和国の管轄に属するのは、以下の事項である。

- 1) ロシア共和国憲法の制定、その改正およびその遵守に対する監督
- 2) ロシア共和国の権力、管理（行政）および裁判のシステムおよび権限の決定
- 3) 新しい共和国および自治州（管区）のロシア共和国への加入、地方および州の形成、共和国、自治州（管区）の境界変更の承認
- 4) ロシア共和国を構成する共和国、自治州（管区）、地方および州のあいだの紛争の解決
- 5) ロシア共和国の法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督
- 6) ロシア共和国国籍、ならびにロシア共和国市民、外国市民および無国籍者の法的地位の原則の制定
- 7) ロシア共和国社会・経済発展国家総合プログラムの承認、組織およびその遂行の監督
- 8) 共和国、自治州（管区）、地方、州の社会・経済的発展の調整、これらの発展における不均衡の解消に関する連邦プログラムの策定および実施
- 9) ロシア共和国の連邦予算の承認および執行、ロシア共和国連邦銀行の管理、連邦税および手数料の設定、ロシア共和国を構成する共和国租税立法の一般原則の制定
- 10) 連邦所有のもとにある連邦エネルギー・システム、運輸、通信、宇宙複合体、その他の経済システムおよび施設の管理

- 11) 学術の発展の優先的方向ならびに国民教育および文化の領域における基本原則の決定、基礎的な学術研究の組織
 - 12) ロシア共和国の領域内の統一市場の機能（作動）の保障、税関業務、外貨、信用規制、通貨発行政策
 - 13) 保健、社会保障、自然保護の領域における連邦プログラムの策定および実施
 - 14) ロシア共和国の国境の管理および保全、領海、経済水域および大陸棚の利用手続
-
- 15) 防衛および安全保障
 - 16) 戦闘兵器および弾薬の製造および販売、毒物および有害物質、麻薬の製造および使用手続の決定
 - 17) 標準規格、度量衡、時間の算定、統計調査
 - 18) ロシア共和国の対外政策および国際関係

第93条 一定の権限の移譲の権利

ロシア共和国を構成する共和国または自治州（管区）は、自己の管轄に属する権限の一定部分をロシア共和国に移譲する権利を有する。ロシア共和国は、それを構成する共和国または自治州（管区）との協議により、その権限の一定部分の行使をこれらに移譲することができる。

第94条 ロシア共和国の権限の行使への共和国および自治州（管区）の参加

ロシア共和国を構成する共和国、自治州（管区）は、ロシア共和国の最高国家権力および管理機関におけるその代表を通して、ならびに直接に立法発議の手続により、現行の条約にしたがってロシア共和国の管轄事項とされる諸問題の解決に参加する権利を有する。

第95条 ロシア共和国の法律の効力

ロシア共和国の権限の範囲内で採択された法律は、その全領域において最高性を有する。

第96条 憲法アクトについての紛争の解決

ロシア共和国ならびにそれを構成する共和国および自治州（管区）のアクトの憲法適合性および適法性に関する紛争は、ロシア共和国憲法裁判所を通して、直接に協議手続によってこれを解決する。

第12章 ロシア共和国の共和国および自治州（管区）の法的地位の原則

第97条 ロシア共和国を構成する共和国

ロシア共和国を構成する共和国が、民族・地域的原則によって形成され、ロシア共和国の管轄に移譲された権限外の主権的権利を有する歴史的に成立した国家である。共和国は、ロシア共和国の憲法および法律に反しない憲法および法律を制定する。ロシア共和国を構成する共和国の権限の範内で制定された法律は、その領域内において最高性を有する。

第 9 8 条 ロシア共和国を公正する自治的形成

- ① 自治州（管区）は、民族・地域的原則によって形成された歴史的に成立した自治的形成である。
- ② 自治州（管区）に関する法律は、自治州（管区）の人民代議員ソビエトの提案によりロシア共和国最高会議がこれを制定する。

第 9 9 条 独立した国家権力の行使

- ① 共和国および自治州（管区）は、その領域において、国家権力および管理を行ふ。ただし、ロシア共和国の管轄に移譲され、またはこの憲法にロシア共和国の管轄と定められた権限は除く。
- ② 共和国および自治州（管区）は、その権限の範囲内において、独立に行動し、その行為および採択されたアクトに対して全面的に責任を負う。

第 1 0 0 条 共和国および自治的形成の地位の変更

共和国および自治州（管区）は、その住民の意思表示の結果としてロシア共和国における国家・法的地位を変更する権利を有する。その地位の変更は、連邦条約およびこの憲法に基づいてこれを行う。

第 1 0 1 条 共和国および自治的形成の領域

- ① ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。
- ② 共和国および自治州（管区）は、独立して、連邦条約およびロシア共和国憲法の定める原則に基づいてその行政・地域区分を行う。

第 1 0 2 条 国家機関システムの編成における独立

ロシア共和国を構成する共和国および自治的形成は、ロシア共和国の国家機関の構造の憲法原理に基づいて、国家機関および自治機関のシステムを打ち立てる。

第 1 0 3 条 共和国および自治的形成の公用語

ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）は、独立して、その国家機関が使用する公用語を定める。

第 1 3 章 ロシア共和国の地方および州の法的地位の原則

第 1 0 4 条 地方および州－自治的な地域的形成

- ① 地方、州は、地域原理によって設立される自治的な地域的形成である。
- ② ロシア共和国の地方および州の法的地位および権限は、地方および州の人民代議員ソビエトの参加のもとでロシア共和国最高会議が採択する地方および州の地位に関する法律によってこれを規制する。

第 1 0 5 条 地方および州の領域

地方および州の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。地方、州は、独立して、法律の定める手続により行政・地域的区分の問題を解決する。

第 1 0 6 条 国家権力行使における権限

- ① ロシア共和国の地方および州は、直接にロシア共和国の権限とされるものを除き、国家権力および管理の権限を行使する。
- ② ロシア共和国の地方および州は、財政・経済的および社会・文化的分野において、共和国および自治的形成と平等の権利を有する。
- ③ ロシア共和国の地方および州は、その権限の範囲内において、独立であり、その行為および制定されたアクトに対して全面的に責任を負う。

第 4 編 ロシア共和国の国家権力の組織

第 1 4 章 人民代議員ソビエトの組織

および活動の原則

第 1 0 7 条 国家権力の代表機関

- ① ロシア共和国の国家権力の代表機関は、ロシア共和国最高会議であり、ロシア共和国を構成する共和国最高会議、自治的形成ならびに地方、州およびそれらに含まれる行政・地域単位の人民代議員ソビエトである。
- ② 人民代議員ソビエトは、独立して、その権限に属する諸問題を解決する。
- ③ 共和国的、地域的および地方的な意義を有する基本的諸問題は、対応するレベルの人民代議員ソビエトの会期においてこれを解決する。これらの諸問題は、全ロシア的、共和国のまたは地方のレフェンレンダムに付すこともできる。
- ④ 幾つかのソビエトにとって共通の意義を有する諸問題は、相互の同意により、これを合同の会期において解決することができる。

第 1 0 8 条 ソビエトの構造

- ① 人民代議員ソビエトは、その会期においてソビエト議長を選出し、委員会、常任委員会および臨時委員会、執行機関およびソビエトへの報告義務を負うその他の機関を設置し、それぞれの長を選出し、または承認する。
- ② 人民代議員ソビエトによって選出されまたは任命された公務員は、連続して2期を超えてその職に就くことはできない。
- ③ あらゆる公務員は、その責任の遂行を期待できない場合、任期満了前にその職務を解任することができる。

第109条 人民代議員の選挙

- ① 人民代議員の選挙は、選挙区ごとに、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを行う。
- ② ロシア共和国における人民代議員選挙の組織および実施には、労働集団、社会団体および政党が参加する。選挙の組織、財政措置および実施の手続は、法律によってこれを定める。

第110条 代議員活動の保証

- ① 代議員は、人民代議員ソビエトにおける選挙人の全権代表である。代議員は、その権利および義務を妨害されることなく効果的に行使するための条件を保障される。
- ② 人民代議員は、独立して、ソビエトでの審議および表決の過程において自己の立場を決定する。代議員に対するあらゆる組織的な影響または圧力（ロビー活動）は、これを認めない。
- ③ 人民代議員は、対応する人民代議員ソビエトの同意なしに、刑事責任に問われ、勾留され、または裁判手続による行政罰を受けることはない。

第111条 人民代議員の報告義務およびその監督

代議員は、自己の活動および当該のソビエトの活動について選挙人に報告しなければならない。選挙人の信頼に応ええない代議員は、いつでも、法律の定める手続で選挙人の多数の決定によりこれをリコールすることができます。

第15章 ロシア共和国最高会議

第112条 ロシア共和国最高会議の構成

- ① 立法および監督の機能行使する国家権力の最高代表機関は、5年の任期で選ばれるロシア共和国最高会議である。
- ② 最高会議は、同権で同数のメンバーからなる、共和国会議と民族会議の2院からこれ

を構成する。

- ③ 共和国会議は、ロシア共和国の全領域において、人口を考慮に入れた平等の代表基準によって組織される地域的選挙区において選挙される代議員がこれを構成する。
- ④ 民族会議の代議員の半数は、各共和国から4人、自治州（管区）から2人の基準で共和国および自治的形成で組織される民族・地域的選挙区において選挙され、残りの半数は、ロシア共和国の選挙法の定める代表基準により地方および州で組織される民族・地域的選挙区から選挙される。

第113条 ロシア共和国最高会議の組織

- ① ロシア共和国最高ソビエトは、最高会議議長およびその副議長を選出し、最高会議委員会を設置し、臨時の調査委員会および監査委員会を任命する。
- ② ロシア共和国最高会議の各院は、その議長および副議長を選出し、常任委員会を設置する。
- ③ ロシア共和国最高会議委員会および両院の常任委員会は、法案作成作業を行い、最高会議の審議に付される問題を事前に検討し、最高会議の採択した法律および決定の実施を監督する。
- ④ ロシア共和国最高会議議長、その副議長、両院の議長およびその副議長は、ロシア共和国最高会議幹部会を組織する。幹部会は、最高会議議長がその長を務める。
- ⑤ ロシア共和国最高会議の活動手続は、議事規則およびその他の法律によってこれを定める。

第114条 ロシア共和国最高会議の権限

- ① ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国の管轄するあらゆる問題を検討し、解決する権限を有する。
- ② 以下の事項は、その排他的権限に属する。
 - 1) ロシア共和国の憲法および法律の制定、それらの改正および補正、それらの遵守に対する監督
 - 2) 新しい共和国および自治州（管区）のロシア共和国への加入、新しい地方および州の形成
 - 3) ロシア共和国の国境の変更
 - 4) ロシア共和国の内外政策の決定、経済、政治、社会および民族・文化の発展の連邦プログラムの承認
 - 5) ロシア共和国人民代議員選挙の公示

- 6) ロシア共和国最高会議議長および副議長の選出
 - 7) ロシア共和国大臣会議（政府）の任命、政府の信任決議問題の解決
 - 8) ロシア共和国の憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所の長官および裁判官の選出、ロシア共和国最高会議人権問題全権の選出、ロシア共和国の検事総長、保安委員会議長および捜査取調べ委員会委員長の任命
 - 9) 全ロシア的なレフェレンダムおよび全ロシア的な住民質問調査（アンケート）の実施に関する決定の採択
 - 10) ロシア共和国の予算の承認およびその執行に対する監督、予算の補正、ロシア共和国の国家予算の形成に算入する税および歳入の設定
 - 11) 非常事態の導入
 - 12) ロシア共和国の条約の批准および破棄
- ③ ロシア共和国最高会議の排他的権限は、これを他の国家機関または公務員に移譲することはできない。

第 1 1 5 条 最高会議の会期

- ① ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国最高会議幹部会によって通常の会期、春および秋の会期に、それぞれ 3 ヶ月未満の期間で、これを招集される。
- ② 臨時会期は、最高会議幹部会が、自らの発議、または大統領、大臣会議、もしくは相当する人民代議員ソビエトの名においてなされる共和国、自治的形成、地方および州の提案、最高会議の 3 分の 1 以上の代議員もしくはいずれか一方の院の代議員の 3 分の 1 以上の提案により、これを招集する。
- ③ ロシア共和国最高会議の会期は、両院の合同会議および個別の会議、ならびに両院のあいだで開催される最高会議委員会および両院の常任委員会の会議からこれを構成する。
- ④ 両院合同会議は、最高会議議長、副議長の 1 人または共和国会議および民族会議の議長が交代で、これを開催（主宰）する。
- ⑤ 両院の個別の会議は、それぞれの院の議長または副議長の一人がその議長を務める。

第 1 1 6 条 立法発議権

ロシア共和国最高会議における立法発議権は、ロシア共和国人民代議員、共和国会議、民族会議、大統領、最高会議幹部会、両院の常任委員会、最高会議委員会、連邦評議会、大臣会議、憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、最高会議人権問題全権、検事総長、共和国、自治州（管区）、地方および州、ならびに人民発議手続によるところの 50 万人以上のロシア共和国市民に属する。

第117条 立法過程

- ① ロシア共和国最高会議の検討に付される法案は、両院により、個別の会議またはその合同会議においてこれを審議する。
- ② ロシア共和国の法律は、最高会議の各院において、その構成員の多数が賛成投票を行った場合、これを採択されたものとする。
- ③ ロシア共和国大臣会議には、緊急を要する法案を最高会議の審議に付す権利がある。法律によって、これらの法案の審議の簡易手続を定めることができる。
- ④ 最高会議の法案およびその他の国家生活の最も重要な諸問題は、人民討議にこれと付すことができる。

第118条 最高会議の両院の活動

- ① ロシア共和国最高会議の各院は、最高会議の管轄に属する任意の問題を審議し、それに関する決定を行うことができる。
- ② いずれかの院によって採択された決定は、必要がある場合に、もうひとつの院に送られ、その同意が得られた場合に、最高会議の決定としての効力を得るものとする。
- ③ 共和国会議と民族会議のあいだで不一致がある場合、問題は、両院が対等原則で設置する競技委員会の解決に委ねられ、その後に問題は、共和国会議および民族会議の合同会議によって再度審議される。この場合においても同意が得られない場合は、問題は人民レフェレンダムに付される。

第119条 両院の常任委員会およびロシア共和国最高会議委員会の活動

- ① ロシア共和国最高会議の法律およびその他のアクト、両院の決定は、通常、両院の対応する常任委員会または最高会議委員会の案の事前審議の後にこれを採択するものとする。
- ② ロシア共和国の大蔵会議を構成する公務員、憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官および裁判官、人権問題最高会議全権、検事総長、保安委員会議長および捜査取調べ委員会議長の任命および選出は、対応する両院の常任委員会および最高会議委員会の判断を待ってこれを行う。
- ③ すべての国家機関、社会的機関、団体および公務員は、両院の常任委員会および最高会議委員会に対し、それが必要とする資料および文書を提出しなければならない。
- ④ 常任委員会および委員会の勧告は、国家機関および社会的機関、施設および団体によって必ず検討されなければならない。検討の結果および採られた措置について、所定の期間内に常任委員会および委員会に通知しなければならない。

第120条 代議員の質問

ロシア共和国人民代議員は、ロシア共和国の大統領、最高會議幹部会、最高會議議長、大臣會議、最高會議が任命または選出するその他の機関の長に質問する権利を有する。質問をされた機関および公務員は、最高會議の会期において、または最高會議の定めた期間内に、口頭または文書でもって回答を行わなければならない。

第121条 ロシア共和国最高會議幹部会

- ① ロシア共和国最高會議幹部会は、最高會議の活動の組織を保障する機関であり、最高會議に報告義務を負う。
- ② 幹部会は、最高會議の会期の準備を行い、最高會議委員会および両院の常任委員会の活動を調整し、ロシア共和国の法案およびその他の国家生活の重要問題の全ロシア的審議の実施を組織する。
- ③ 最高會議幹部会は、最高會議およびその両院が採択したロシア共和国の法律およびその他のアクトのテキストを公刊する。

第122条 ロシア共和国最高會議議長

- ① ロシア共和国最高會議議長は、最高會議がロシア共和国人民代議員の中から、秘密投票によってこれを選挙し、5年任期で、連続2期までとし、秘密投票によって、最高會議がこれをリコールすることができる。
- ② 最高會議議長は、最高會議の会期およびその幹部会の会議での審議に付された諸問題の準備の一般的指導を行い、最高會議およびその幹部会が採択した決定に署名する。

第123条 人権問題最高會議全権

国家機関および社会的機関の活動においてロシア共和国憲法が定める市民の権利および自由が遵守されているかどうかの監督は、人権問題ロシア共和国最高會議全権がこれを行う。人権問題最高會議全権は、大統領の提案により5年任期で最高會議が選出し、独立して行動し、最高會議にのみ従属し、それに対して、毎年、共和国における人の権利および自由の遵守についての報告を提出する。人権問題最高會議全権の権限および活動手続は、法律によってこれを定める。

第16章 ロシア共和国大統領

第124条 大統領－国家元首

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の元首は、ロシア共和国大統領である。
- ② ロシア共和国大統領には、満35歳以上の任意のロシア共和国市民がなることができる。同一人物が、連続して2期を超えてロシア共和国大統領となることはできない。
- ③ ロシア共和国大統領は、他の国家的および社会的な職務に従事し、または人民代議員

となることはできない。

第 1 2 5 条 大統領の選挙

- ① ロシア共和国大統領は、5年任期でロシア共和国市民が、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票で、これを選挙する。大統領ポストへの候補者数は、これを制限しない。
- ② ロシア共和国大統領の候補者推薦権は、政党、社会団体および社会運動、ならびに労働集団、軍部隊ごとの軍勤務員集会にある。
- ③ 大統領選挙の手続は、ロシア共和国大統領選挙に関する法律によってこれを定める。
- ④ ロシア共和国大統領は、就任にあたって、最高会議の両院合同会議において宣誓を行う。宣誓のテキストは、最高会議がこれを承認する。

第 1 2 6 条 ロシア共和国大統領の権限

- ① ロシア共和国大統領は、(編集ミスあり)
 - 1) ロシア共和国の国際関係においてロシア共和国を代表し、
 - 2) 共和国の状況について最高会議に教書を提出し、立法発議権を有し、
 - 3) ロシア共和国連邦評議会の同意を得て、大臣会議議長の候補者を提案し、最高会議の会期と会期のあいだには、大事会議議長の提案により、最高会議の事後的な承認を得ることを条件に、政府構成員の解任および任命を行い、
 - 4) ロシア共和国最高会議に対し、ロシア共和国の保安委員会および捜査取調べ委員会の議長の任命のために候補者を提案し
 - 5) ロシア共和国の法律に署名し、2週間以内に最高会議での再審議のために理由を付して法律を差戻すことができ、最高会議が各院の投票の多数によって以前の決定を承認した場合には、大統領はこの法律に証明しなければならないものとし、
 - 6) ロシア共和国最高会議の批准の後に施行されることになる条約の交渉を行い、これに署名し。
 - 7) 外国および国際機関におけるロシア共和国の外交代表を任命し、召喚し、外交の外交代表の信任状および召喚状を受理し、
 - 8) ロシア共和国の国家賞を定め（授与し）、名誉称号を授与し、
 - 9) ロシア共和国の国籍の取得およびその離脱、庇護（亡命、難民を含むか？）の受け入れの問題を解決し、
 - 10) ロシア共和国の裁判所で有罪とされた市民の特赦権を行使する。
- ② ロシア共和国大統領は、ロシア共和国の憲法および法律にしたがって行動し、かつそ

の権限の範囲内で大統領令を公布する。

③ ロシア共和国の憲法および法律に反する大統領令は、憲法裁判所の判断により、最高会議がこれを廃止する。

第 1 2 7 条 ロシア共和国大統領の任期満了前の権限停止

① ロシア共和国大統領の任期満了前の解任は、大統領がロシア共和国の憲法、連邦条約、法律および自らの宣誓に違反した場合に、これを行うことができる。

② 大統領の解任問題は、100万人以上の選挙人、最高会議のいずれかの院または最高会議構成員の5分の1がこれを提案することができる。

③ 大統領の解任に関する決定は、最高会議が、憲法裁判所のしかるべき判断を得た後に、その代議員総数の3分の2以上によって、これを採択する。

④ ロシア共和国大統領が、疾病または法律の定めるその他の理由でその職務を遂行することができない場合、新しい国家元首が選出されるまで、大統領の職務の遂行は、臨時に最高会議議長が、最高会議議長がその職務を遂行できない場合は、大臣会議議長が、これを行う。

⑤ ロシア共和国大統領の任期満了前の権限の停止がなされた場合、新しい選挙が3ヶ月以内にこれを行うものとする。

第 1 7 章 ロシア共和国連邦評議会

第 1 2 8 条 連邦評議会の構成

① 連邦評議会は、共和国最高会議議長、自治州、自治管区、地方および州の人民代議員ソビエト議長によってこれを構成する。連邦評議会は、ロシア共和国大統領がこれを主宰する。

② 連邦評議会の会議には、ロシア共和国の最高会議議長、大臣会議議長が参加する。

第 1 2 9 条 連邦評議会の権限

ロシア共和国連邦評議会は、

- 1) 共和国間関係および国際関係の領域における政策の実現に関する措置を定め。
- 2) 連邦条約の遵守を監督し、民族間関係における紛争の規制を促し、
- 3) 社会・経済的および民族・文化的発展の共和国プログラムの実現に関する合意した措置を策定し、
- 4) ロシア共和国の国家の最高のポストの候補者の推薦に同意を与え、
- 5) 民族間関係の改善およびロシア連邦の強化をめざすその他の機能を遂行する。

第 1 3 0 条 連邦評議会の決定

- ① 連邦評議会は、必要に応じて、四半期に 1 度以上、ロシア共和国大統領がこれを招集する。連邦評議会は、その 10 人以上のメンバーの提案がある場合にはこれを招集する。
- ② 連邦評議会の決定は、共和国および自治的形成の代表グループ、ならびに地方および州の代表グループのそれぞれにおける多数によってこれを採択する。連邦評議会の決定は、ロシア共和国大統領令としてこれを公式のものとする。

第 1 8 章 ロシア共和国大臣会議

第 1 3 1 条 最高執行権力機関

ロシア共和国大臣会議（政府）は、ロシア共和国の最高執行権力機関である。

第 1 3 2 条 大臣会議議長の選出

- ① ロシア共和国大臣会議議長は、ロシア共和国大統領の提案により、ロシア共和国最高会議が、共和国会議と民族会議の合同会議において、これを選出する。
- ② 大統領の提案した候補者が選出されなかった場合、最高会議は、代議員グループおよび会派の推薦する候補者の中から大臣会議議長を選出する。

第 1 3 3 条 大臣会議の組織

- ① ロシア共和国大臣会議議長は、選出された日から 10 日以内に最高会議に対して政府プログラムを提出する。ロシア共和国大臣会議の構成は、最高会議が、政府プログラムの同意の後に大臣会議議長の提案により、これを任命する。
- ② ロシア共和国大臣会議の構成には、ロシア共和国を構成する共和国の大蔵会議議長がその職により加わる。
- ③ その他の者を大臣会議の構成に加えること、およびその活動に参加させることについては、法律でこれを定める。

第 1 3 4 条 大臣会議幹部会

国家管理の保障に関して機動的な決定を採択するロシア共和国大臣会議の常設機関として、大臣会議議長、第 1 副議長および副議長、ならびにその決定による若干の政府メンバーからなる大臣会議幹部会が活動する。

第 1 3 5 条 大臣会議およびその議長の責任

- ① ロシア共和国大臣会議は、最高会議によって承認された政府プログラムの実現に対して全面的な責任を負う。
- ② 大臣会議議長は、政府の活動につき、最高会議に対して責任を負う。
- ③ 最高会議が、大臣会議議長または大臣会議全体に対して不信任決議を行った場合、政府

は総辞職しなければならない。

第136条 大臣会議の法創造への参加

ロシア共和国大臣会議は、最高会議の会議において審議されなければならない最高会議の任意の法案についての判断を行うことができる。大臣会議が最高会議の採択した法律に不同意の場合、大臣会議は、この法律の最高会議による再審議について問題を提起することができる。

第137条 大臣会議のアクト

ロシア共和国大臣会議は、その権限の範囲内においてロシア共和国の全領域で遂行されなければならない決定および処分を公布する。

第138条 大臣会議に関する法律

ロシア共和国大臣会議の権限、構造および活動手続、大臣会議と他の国家機関との関係、省、国家委員会およびその他の中央国家管理機関のリストは、ロシア共和国大臣会議に関する法律がこれを定める。

第19章 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治

第139条 国家権力機関および自治機関のシステムにおける地方ソビエト

① 地方人民代議員ソビエトは、国家権力の代表機関であり、地方自治の基本的環である。地方自治のシステムには、地方ソビエトの執行機関およびその他の機関、地域的社会的自治機関が含まれる。地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、その権限の範囲内において、独立して、その地域における経済的、社会・文化的、エコロジー上およびその他の問題を解決する。

② 共和国、自治的形成、地方、州は、ロシア共和国の憲法および法律にしたがって、システムを構築し、地方自治の権限の大きさを決定する。

第140条 地方ソビエトの選挙

人民代議員ソビエトは、地域選挙区および生産選挙区において、3年任期で住民がこれを選挙する。地方ソビエト代議員は、選挙人の利益を代表し、彼らに対して報告義務を負い、その活動において選挙人のナカースに従う。地方ソビエトの人民代議員は、基本とする労働を離れることなくその権限行使する。

第141条 地方ソビエトおよび自治機関の権限

① さまざまのレベルの地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関の権限は、法律によってこれを定める。その権限の範囲内において、これらは、住民の利益、その領域の社会・

経済的、エコロジー上およびその他の特殊性を踏まえて、独立して活動する。

② 地方自民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、市民の利益、企業の経済的自立を踏まえ、かつ全国家的歴を考慮して、地方的意義を有するすべての問題を解決する。地方人民代議員ソビエトは、その領域において、国家的、経済的および社会・文化的建設を指導し、その総合的な経済的および社会的発展を保障し、地方予算を承認し、公有の財産および財政資金を処分し、地方税および手数料を定め、経済活動を行う権利を有する。

第142条 ソビエト、その機関および自治機関の権限の区分

① 地方自治は、法律の定める地方人民代議員ソビエト、その執行機関および他の機関、ならびに地域的自治機関の権限の区分に基づいて、これを行う。

② 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、その行為およびアクトに対して全面的な責任を負い、地域の総合的な発展、市民の権利、自由、法的利益および義務の保障のために、不斷に相互に協力しあうものとする。

第143条 地方ソビエトの決定

地方人民代議員ソビエトは、その権限の範囲内で、下級の人民代議員ソビエトおよび地方自治機関、その領域にある企業、施設、団体、公務員および市民にとってその執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の人民代議員ソビエトの決定は、上級のソビエトがこれを廃止する。地方人民代議員ソビエトと地方自治機関のあいだの不一致は、法律の定める手続でこれを解決する。

第5編 裁判権、適法性および法秩序の保護

第20章 裁判権

第144条 裁判所のみによる裁判権の行使

① ロシア共和国における裁判権は、裁判所のみがこれを行し、立法権、執行権および社会団体、政党および運動から独立して作用する。何人も、ロシア共和国憲法が定める裁判機関を除き、自らに裁判権の機能および権限を持ち込むことはできない。

② 裁判権は、ロシア共和国の憲法体制、市民の権利および自由の擁護、立法権および執行権のアクトのロシア共和国憲法への適合性、法律の執行および適用に際しての適法性および公正性の保障を自らの使命とする。

第145条 事件審理の公開

すべての裁判所における事件は、これを公開法廷で審理する。非公開の法廷は、法律

の定める場合に、すべての裁判規則を遵守して行われる場合にのみ、これを認める。

第146条 裁判権の実現およびそのアクトの義務

- ① 裁判権は、憲法、民事、経済、行政および刑事裁判の実施によって、これを実現する。
- ② 裁判権のアクトは、すべての国家機関および社会的組織、法人および市民にとって義務である。それは、ロシア共和国の全領域において執行されなければならない。裁判権のアクトの執行は、これにのみ従う執行官の職がこれを保障する。
- ③ 法的効力を有する裁判権のアクトの不履行、裁判官および執行官の合法的な活動への干渉、彼らに対して敬意を欠く行為は、法律の定める責任を追及される。

第147条 ロシア共和国における憲法裁判所

- ① ロシア共和国憲法裁判所は、憲法裁判の形態において裁判権を行使する最高機関である。
- ② ロシア共和国憲法裁判所は、
 - ロシア共和国最高会議が制定した法律およびその他のアクト、大統領令、大臣会議の決定および処分の憲法適合性に関する事件を審理し、
 - ロシア共和国とそれを構成する共和国、自治州(管区)、地方および州のあいだの憲法・法的紛争を解決し、
 - ロシア共和国最高会議の照会により、ロシア共和国憲法に解釈を与え、大統領および祖母他の最高公務員の行為の憲法適合性に関して判断し、
 - ロシア共和国の条約の憲法適合性に関する事件を審理する。
- ③ 憲法裁判所の長官および裁判官は、その権限を独立して行使し、ロシア共和国憲法にのみ従う。
- ④ 憲法裁判所の決定は、最終的なものであって、上告および不服申立てを行うことはできない。
- ⑤ 憲法裁判所によって憲法に適合していないとされた法律および規範的アクトまたはそれらの一部は、その効力を失う。
- ⑥ 憲法裁判所は、立法発議権を有する。
- ⑦ ロシア共和国憲法裁判所の組織および活動手続は、ロシア共和国憲法裁判所についての法律によってこれを定める。

第148条 ロシア共和国における仲裁裁判所

- ① ロシア共和国最高仲裁裁判所および下級の仲裁裁判所は、企業、施設および団体のあいだの経済紛争に関する事件を審理する。

- ② 仲裁裁判官は、対応する辞任代議員ソビエトがこれを選出する。
- ③ 仲裁裁判所の権限および活動手続は、ロシア共和国における国家仲裁裁判所についての法律によってこれを定める。

第 1 4 9 条 一般管轄の裁判所

ロシア連邦最高裁判所、ロシア共和国を構成する共和国最高裁判所、自治的形成の裁判所、地方、州および地区（市）人民裁判所は、民事、刑事および行政事件を審理する。その他の裁判所は、法律に基づいてのみこれを設置することができる。

第 2 1 章一般管轄の裁判所の公正

第 1 5 0 条 ロシア共和国最高裁判所

- ① ロシア共和国最高裁判所は、ロシア共和国における裁判所の裁判活動に対する監督を行い、民事事件および刑事事件を審理する。
- ② ロシア共和国最高裁判所の組織および活動手續は、ロシア共和国最高裁判所に関する法律がこれを規制する。

第 1 5 1 条 事件審理の合議制

- ① 事件の審理は、すべての裁判所において、合議制に基づいて行われる。
- ② 第1審の裁判においては、人民参審員が参加し、法律の定める場合には陪審員が参加する。裁判官の独任の事件審理は、特別に法律が定める場合にのみこれを認める。

第 1 5 2 条 裁判官および陪席判事の独立

- ① 裁判官、人民参審員および陪審員は、内心の信条に従い、法律にのみ従属する。
- ② 前項に掲げる者は、その権利および義務を妨害されることなく、結果を導きうるよう行使する条件を保障される。
- ③ 裁判官、人民参審員および陪審員の裁判の実施に関する活動の妨害は、これを認めない。これらの者の独立の保証は、ロシア共和国における裁判官の地位に関する法律および他の立法アクトによってこれを定める。

第 1 5 3 条 裁判官の選挙制

- ① ロシア共和国のすべての裁判所は、裁判官および人民参審員の選挙制の原則に基づいてこれを組織する。
- ② 地区（市）人民裁判所の人民裁判官は、市民が、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを選挙する。

- ③ 地方、州、市（地区区分を有する）裁判所の裁判官は、ロシア共和国最高会議がこれを選出する。
- ④ ロシア共和国の最高裁判所、最高仲裁裁判所、ロシア共和国を構成する共和国の最高裁判所および最高仲裁裁判所、自治的形成の裁判所の裁判官は、ロシア共和国最高会議、ロシア共和国を構成する共和国最高会議、自治的形成の人民代議員ソビエトがそれぞれにこれを選舉する。
- ⑤ 地区（市）人民裁判所の人民参審員は、市民が、その居住地または職場ごとの集会で公開投票によって、これより上級の人民参審員は、対応する人民代議員ソビエトによって、それぞれこれを選舉する。

第 1 5 4 条 裁判官および陪席判事の任期

- ① すべての裁判官は、任期なしに選出され、本人の希望、能力および選挙人の意思に合致するあいだ、その義務を履行する。地区（市）人民裁判所の人民参審員は3年任期、他の裁判所の人民参審員は5年任期でこれを選出する。
- ② 裁判官および人民参審員は、本人の希望、他の職務へ移動の選択の結果または本人の同意を得た他の労働への異動によりその職務の執行から解放される。
- ③ 裁判官および人民参審員は、その高い官職とは相容れない行為がなされた場合、または適法性の侵害もしくは侵害行為の実行につき、法律の定める手続による裁判所の有罪判決の執行がなされた場合、それらに基づき、これを解任する。

第 2 2 章 適法性および法秩序の保護

第 1 5 5 条 適法性および法秩序の保護のシステム

- ① ロシア共和国の領域における適法性および法秩序の維持のために、ロシア連邦の立法権、執行権および裁判権の諸機関、検察機関、捜査機関、内務機関、保安機関、弁護士会、社会団体、労働集団および市民が参加する。
- ② ロシア共和国の領域においては、犯罪対策に関する捜査・搜索、取調べおよびその他の特別の機能を独立して遂行する、私的団体、協同組合的組織、社会団体およびその支部組織の設立および機能（活動）は、これを認めない。
- ③ 社会団体、労働集団および市民は、ロシア共和国の法律にしたがって、適法性および法秩序、市民の権利および自由の擁護において国家の法秩序維持機関に対して協力することができる。

第 1 5 6 条 法保護機関の活動の独立

何人も、法律の定める国家機関および公務員を除き、法保護機関の活動を妨害することはできない。その職上の機能の遂行において法保護機関の協力者は、法律の要請にしたがい、政党、社会団体および運動の決定には関係しない。

第157条 ロシア共和国検察機関

- ① ロシア共和国検事総長およびそれに従属する検事は、地方人民代議員ソビエト、その執行機関、省および官庁、その他の国家的および経済的な管理および監督機関、その監督官庁の如何に関わらず企業、施設および団体、軍管理部、軍部隊および施設、政党および運動、社会団体、国家機関および社会的機関の公務員、市民によるロシア共和国の法律の正確で一律の執行および適用に対する監督を行う。
- ② ロシア共和国検事総長は、5年任期でロシア共和国最高会議によって任命され、最高会議に対して報告義務を負う。
- ③ ロシア共和国の検察機関の組織、権限および活動手続は、ロシア連邦検察機関に関する法律によってこれを定める。

第158条 ロシア共和国保安委員会

- ① ロシア共和国保安委員会およびその機関は、法律の定める権限の範囲内で、ロシア共和国の国家主権、領土の保全および防衛能力、その憲法体制、個人の権利、自由および法的利益を擁護する。
- ② ロシア共和国保安委員会議長は、5年任期で、ロシア共和国の大統領の提案により最高会議がこれを任命し、最高会議および大統領に対する報告義務を負う。
- ③ ロシア共和国保安機関の組織、権限および活動手続は、ロシア共和国の法律によってこれを定める。

第159条 ロシア共和国捜査取調べ委員会

- ① ロシア共和国保安委員会およびその機関は、ロシア共和国の法律にしたがってロシア共和国の権限に属する犯罪対策にかかる事件について起訴前の取調べを行う。
- ② ロシア共和国捜査取調べ委員会議長は、5年任期で、最高会議によって任命され、この最高会議に対して責任を負う。
- ③ ロシア共和国捜査取調べ委員会の組織、権限および活動手続は、ロシア共和国捜査取調べ委員会に関する法律によってこれを定める。

第160条 ロシア共和国における弁護士会

- ① 市民および団体に対する法律援助は、弁護士活動に従事する権利を有する、弁護士会およびその自発的団体、弁護士事務所および弁護士会社、ならびに個々の弁護士がこれを

行う。

- ② 法律の定める場合、市民に対する法律援助は、これを無料で行う。
- ③ ロシア共和国における弁護士に組織および活動の手続は、ロシア共和国の法律によつてこれを定める。

第 1 6 1 条 適法性および法秩序の保護への市民の参加

ロシア共和国市民は、裁判の実施に参加し、法保護機関の任務の遂行に協力し、独立して、違法行為に対する対応において法律が与える手段を行使する。

第 6 編 最終規定および移行規定

第 1 6 2 条 ロシア共和国の首都および国家のシンボル

- ① ロシア共和国の首都は、モスクワ市である。
- ② ロシア共和国のシンボルである国旗および国章は、法律によってこれを定める。
- ③ ロシア共和国の国歌は、最高会議の決定によってこれを承認する。

第 1 6 3 条 ロシア共和国憲法の制定および改正の手続

- ① ロシア共和国憲法は、ロシア共和国人民代議員大会または人民代議員総数の3分の2以上が、これを制定し、改正する。
- ② 最高会議の代議員総数の3分1以上、または共和国および自治的形成の総数の3分の1以上によって、または地方および州の総数の3分の1以上の要求によって、ロシア共和国憲法の制定および改正問題について全ロシア的レフェレンダムを実施することができる。

第 1 6 4 条 ロシア共和国憲法の施行

- ① ロシア共和国憲法は、最高会議の公式の刊行物で公表された日の翌日に、これを施行する。
- ② ロシア共和国憲法の施行により、人民代議員大会は、ロシア共和国人民代議員大会の任期満了前の権限の停止およびロシア共和国最高会議の選挙の実施、ならびに人民代議員の任期満了にともないその権限が停止されるロシア共和国人民代議員大会のロシア共和国最高会議への移行に関する決定を採択する。
- ③ ロシア共和国人民代議員大会は、この憲法の施行およびその他の移行規定の実施手続を定める。

— 完 —